㈱ミカモサービス

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。
（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

派遣料金の1人あたりの平均額	12,000円（1日8時間当たり換算）
派遣社員の平均の賃金	9,600円（1日8時間当たり換算）
マージン率	20%

＜マージン率の内訳＞

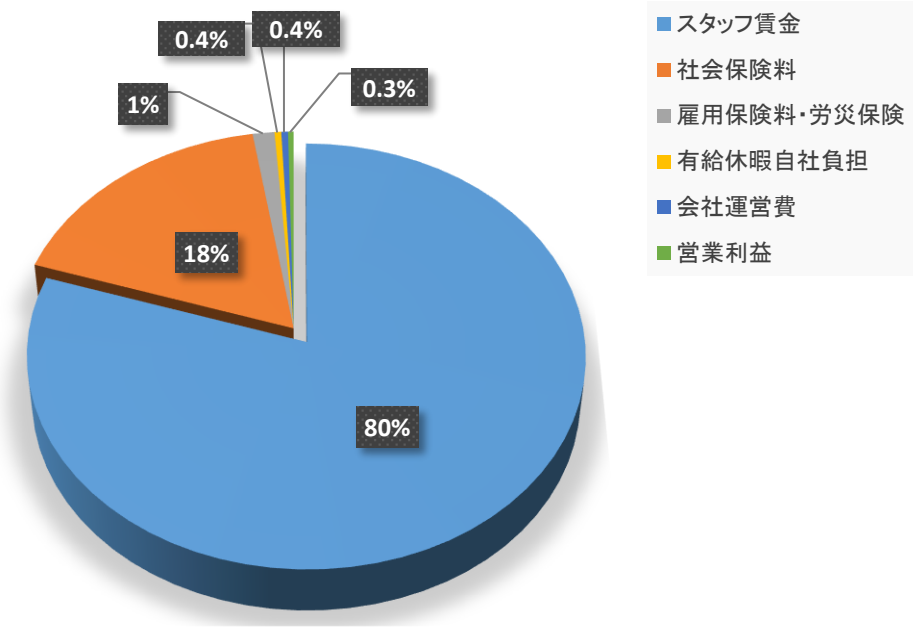

一番多くを占めるのがスタッフ賃金で、料金総額の約64%です。
次いで、スタッフの雇用主として負担する厚生年金保険・健康保険・雇用保険・労災保険などの社会保険料が、約18%となります。
また、スタッフが有給休暇を取得する際に、就業先に、休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が
その他、スタッフの募集費、会社の営業担当者などの人件費はじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた、残り4%程度が会社の営業利益となります。
なお、都合により、料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を支払う義務を負っています。